

厚生労働省岩手労働局発表
平成27年12月11日(金)

【照会先】

岩手労働局職業安定部職業安定課
課長 佐々木 義彦
職業紹介主任 齋藤 洋
電話 019 (604) 3004

報道関係者 各位

**若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが
一定水準を満たしている企業を認定する制度（ユースエール）**

全国初の認定企業決定！！

厚生労働省では、「青少年の雇用の促進等に関する法律（通称：若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度を平成27年10月から実施しています。

この度、岩手労働局（局長 久古谷 敏行）では次の企業を認定しましたので、認定通知書を交付します。

認定日は平成27年12月11日で、全国で初めての認定となっています。

今後、認定を受けた企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図っていきます。

〔認定企業〕

株式会社エステーモータースクール（滝沢市）

業種：教育、学習支援業（自動車教習所）

従業員数：61名



【認定通知書交付式】 -当日の取材を歓迎いたします-

1. 日時 平成27年12月15日（火）10：00

2. 場所 岩手労働局6階会議室

（盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎）

若者雇用促進法に基づく認定制度（ユースエール） 認定のポイント

1. 認定企業 株式会社エステーモータースクール

- 〈所在地〉 岩手県滝沢市菓子169番地3
 〈業種〉 教育、学習支援業（自動車教習所）
 〈従業員数〉 61名

2. 認定基準

- 若者対象の正社員求人を行っていること（実施）
 - 若者の人材育成に積極的に取り組んでいること（実施）
 - 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下であること（0%）
 - 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週間労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下であること（下線部について0%）
 - 前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上であること（下線部について13日）
 - 直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること（下線部について100%）
 - 厚生労働省の定める雇用情報項目について公表していること（実施）等
- ※（ ）内は認定企業の状況。
 ※認定制度の概要については別添1のリーフレットを参照願います。

3. 今後の岩手労働局の対応

認定企業からお預かりした雇用情報を別添2のとおりまとめ、県内ハローワークや厚生労働省が運営するポータルサイト（※）等において発信し、認定企業であることを広くアピールし人材確保を後押しする他、各種助成金の加算措置等により若者の採用・育成を支援します。

また、本認定制度の普及促進を行い、認定企業の拡大により一層の中小企業の人材確保支援と若者の雇用環境の改善に取り組んでまいります。

※ポータルサイトURL：

<https://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action>



ユースエール認定企業
若者応援宣言企業
検索システム

【参考】

認定制度のマークと愛称は厚生労働省において、今年9月から10月にかけて公募を行い、平成27年11月24日に決定しました。

〔認定マークの解説〕

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現。

〔愛称（ユースエールの解説）〕

若者（youth）を応援する（yellをおくる）事業主というイメージを表現。





若者雇用促進法に基づく 新たな認定制度が始まります！

～平成27年10月1日からスタート～

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

Q 認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A 認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワーク等で重点的PRの実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」※等にも企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールすることができます。	
2	認定企業限定の就職面接会などの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。	
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品、広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。	<認定マーク> 
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成措置を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 (裏面の参考情報参照)	

※ポータルサイトのURL：<http://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action>

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 裏面に記載されている認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。裏面の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。
また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。
詳細については、各都道府県労働局へお問い合わせください。

<認定基準>

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること※ ²
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 ・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上※³
4	右の雇用情報項目について公表していること <ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数・男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）
5	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
6	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
7	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
8	重大な労働関係法令違反を行っていないこと 等

※1 大卒等求人については、「既卒3年以内の既卒者の応募可」であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※3 男女ともに育児休業等の取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

<参考：若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置について>

各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。各都道府県労働局へお問い合わせください。

URL : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

雇用関係助成金

検索

1. キャリアアップ助成金

認定企業が35歳未満の有期契約労働者等を正規雇用等へ転換する場合、1人当たり最大50万円のところ、10万円を加算し60万円を支給する。

◆支給額は企業規模などにより異なる。また、多様な正社員コースを活用した場合も10万円の加算措置あり。

2. キャリア形成促進助成金

認定企業が「若年人材育成コース」（採用後5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を実施）を活用した場合、経費助成率を最大1/2から2/3に引き上げる。

◆助成率は企業規模などにより異なる。

3. トライアル雇用奨励金

認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大4万円のところ、5万円を支給する（最長3カ月間）。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



ユースエール認定企業PRシート



企業名		(フリガナ) カブシキカイシャエステータースクール 株式会社エステータースクール(S T モータースクール)								
所在地		020-0611 滝沢市巣子169番地3								
事業内容		自動車運転教習所(普通車・中型車・大型車・大特車・牽引車・普通二輪・大型二輪の第一種免許取得のための教習及び検定) 高齢者講習をはじめ、各種講習								
従業員数		61		事業所番号		0301-160-1				
正社員の募集、 定着状況	新卒者等 1			新卒者等以外(35歳未満)			社長や先輩職員からのメッセージ	(社長) 県下指定教習所認可第1号の伝統ある運転教習で、教習・講習を通して交通事故のない社会をめざしていきましょう。 (先輩職員) 資格の追加取得については、期間や費用等、会社がバックアップしてくれますので、入社後も切磋琢磨して自分自身を高めることができますので、一緒にがんばりましょう。		
	前年度			前年度						
	2年度前			2年度前						
	3年度前			3年度前						
	募集状況 2			募集状況 2						
採用者数		(男性) 1	-	-	1	3	3			
		(女性) 1	-	-	0	0	0			
		(合計) 2	-	-	1	3	3			
定着者数		2	-	-	1	3	3			
平均継続勤務年数		13.6 年		前年度の有給休暇の平均取得日数		13 日/年		求める人物像・ 選考基準	常にお客様(教習生)の立場や目線で接客・教習をできる方	
前年度の育児休業の 取得状況 3		(男性) - 人/ 3 人	前年度の月平均 所定外労働時間		(月平均) 34.5 時間					
役員・管理職の女性割合		(役員) 14.3 %	(管理職) 27.2 %				福利厚生制度	雇用・労災・健康・厚生の保険あり 退職金制度あり		
研修制度		教習指導員資格取得のための事前教養、岩手県指定教習所協会主催の講習等の受講						インターン シップ受入	(可)・否) ・実施できる内容: 教習見学 フロント業務 ・受入可能時期: 通年	・受入人数: 5
自己啓発 支援制度		会社で業務に必要と認められた資格・免許については、取得費用を全額負担いたします(要件あり)。						職場見学・職場 体験の受入	(可)・否) ・実施できる内容: 教習・送迎見学 フロント業務 ・受入可能時期: 通年	・受入人数: 5
キャリア・コンサル ティング制度		-						出張講話の可否	(可)・否) 求人番号 03010-26173851	
メンター制度		(有)・(無)	社内検定制度		無		非正規の職場 情報 4	送迎バスの運転手・フロント事務をしながら、教習指導員資格取得を目指していただきます。		
企業HP		http://www.st-ms.co.jp						備考	週間労働時間60時間以上(年間平均)の職員は0人です。	
企業採用ページ										

事業所PRシートをご覧になった方へ!
この事業所PRシートは、35歳未満の方を対象とした内容(ユースエール認定企業)となっております。予めご了承下さい。
事業所番号、求人番号はハローワークで求人を受理したときに記載されます。なお、既に充足している場合、求人番号が空欄になるかリンク先においてその旨表示されます。

- 1 新規学校卒業業者及び既卒3年以内の者で新規学校卒業業者と同等の処遇を行う正社員に就職をした者。
- 2 正社員の募集を行った年度に を付している。
- 3 直近の3事業年度の取得実績について記載。【男性】育児休業等の取得者数/配偶者が出産した男性労働者の数【女性】期間内の取得者数/出産した労働者数(対象者なしの場合は「 」)。
- 4 非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績等についての自由記述欄。